

令和7年第4回 議会運営委員会

1. 日 時 令和7年3月19日（水）午前10時00分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
(2) 例規改正について
(3) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
徳本光香委員
岩田典之議長
5. 欠席委員 田中和八委員
6. 説明のための出席者
市 長 笠井喜久雄
総務部長 永井康弘
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純
主 査 補 會 卓也
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。春の嵐とは、まさに今日のことだと思えるようなすごい天気になってしまいまして、体調、皆さん崩されませんように。

今日は追加議案と、それとあと議会からの発議で4本ほど、条例等、会議規則改正等ありますので、その確認、事務局からも説明してもらいたいと思いますので、そこら辺しっかり御討議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松岡議会事務局長 続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

まだ議会の途中の中、そして足元の悪い中、このように議会運営委員会を開いていただきまして、心からお礼を申し上げます。

また、今日、朝、ひょうが降りましたので、今、農作物にどのような影響があるかを調査をしているところであります。また調査結果につきましては、分かり次第、議員の皆さんにはお知らせをさせていただきたいと思います。

令和7年の第1回の議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。3月24日の本会議におきまして、市から追加提案いたします案件は、まず一つが、令和7年度白井市一般会計補正予算について1件。二つ目が、非常に残念なお話なのですが、副市長の選任についての1件の併せて2議案になります。副市長の選任につきましては、3月6日付で山下英之副市長から退職の申し出があり、これを承認しましたので、後任の副市長の選任に関する人事案件を提案させていただくものであります。議案につきましては、3月21日までにお示ししますので、御理解をお願いいたします。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

○笠井市長 お願いします。

○松岡議会事務局長 委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は5名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、追加議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部より、本定例会に追加提案される議案の内容について、説明をお願いいたします。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 皆様、改めましておはようございます。私のほうから、24日に追加提案いたします2件の議案について、資料に基づいて説明をいたします。

まず、議案第30号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第1号）について。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億9,755万4,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、放課後子ども教室の運営に係る委託料について、当初予算の計上に誤りがあったことから、不足する額を補正するものです。

なお、放課後子ども教室事業運営業務委託料の予算計上につきましては、この後の議員全員協議会のほうで詳細を説明させていただきます。

続きまして、議案第31号 副市長の選任について。所管課は総務課でございます。

山下英之副市長が令和7年3月31日をもって退職するため、新たに副市長を選任したので、議会の同意を求めるものでございます。

副市長の人事案件につきましては、24日の冒頭での提案、審議、議決について、御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、議案につきましては、大変申し訳ございませんが、先ほど市長からもございましたとおり、21日中にお手元に届くように現在準備を進めさせていただいておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

山下副市長の退任につきましては、この後の議員全員協議会のほうで市長のほうから改めて説明のほうさせていただきます。

説明のほうは以上でございます。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 それではないので、執行部のほうの退席をお願いいたします。

では次に、事務局より、追加議案の取り扱いについて説明を求めます。

議会事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは、追加議案の提案を受けまして、その対応について御説明させていただきます。

お手元に配付の議事日程案を御覧願います。

執行部から説明のありました追加議案2件について、最終日3月24日月曜日の本会議に追加上程する案でございます。

追加議案については、日程第2、議案第31号 副市長の選任について及び日程第29、議

案第30号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第1号）としております。

議事の進行としましては、日程第1、諸般の報告の後、日程第2、議案第31号及び日程第29、議案第30号について、提案理由の説明の後、議案第31号については人事案件のため、そのまま質疑、討論、採決。

次に、日程第3、議案第6号から日程第10、議案第16号まで。日程第11、議案第5号から日程第13、議案第14号まで。日程第14、議案第3号から日程第18、議案第18号まで。日程第19、議案第20号から日程第22、議案第23号まで。日程第23、議案第24号から日程第28、議案第29号まで。各委員会の審査の経過並びに結果についての報告、質疑、討論、採決。

次に、日程第29、議案第30号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決。

なお、追加議案につきましては、閉会日の追加であることから、委員会付託を省略して審議をお願いしたいと思います。

次に、日程第30、発議案第1号から日程第35、発議案第6号まで、それぞれ提案理由の説明、質疑、討論、採決。

なお、発議案、高額療養費の自己負担額引き上げの凍結を求める意見書についてにつきましては、提出者である荒井議員より取下申出書が提出され、受理されましたので、続く、千葉県に水道料金の値上げ中止を求める意見書について及び千葉県に武器見本市開催の中止を求める意見書についてを繰り上げて、発議案第5号及び第6号としております。

次に、日程第36、議会活性化特別委員会の報告についての後、最後に、日程第37から日程第40まで、閉会中の継続調査としております。

日程第30、発議案第1号から日程第33、発議案第4号までの例規改正に係る議会運営委員会からの発議案については、この後、議題2で改めて説明をさせていただきます。

議事日程案の説明は以上でございます。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、追加議案の取り扱いについては、最終日3月24日の本会議に追加上程することとし、議事日程については、日程第1、諸般の報告についての後に、日程第2、議案第31号及び日程第29、議案第30号について、提案理由の説明の後、先に人事案件である議案第31号のみ委員会付託を省略して質疑、討論、採決。

次に、日程第3、議案第6号から日程第10、議案第16号まで。日程第11、議案第5号から日程第13、議案第14号まで。日程第14、議案第3号から日程第18、議案第18号まで。日程第19、議案第20号から日程第22、議案第23号まで。日程第23、議案第24号から日程第28、議案第29号までについて、各委員会の審査経過並びに結果についての報告、質疑、討論、採決。

次に、日程第29、議案第30号について、議案内容の説明、質疑、委員会付託を省略して、

討論、採決。

次に、日程第30、発議案第1号から日程第35、発議案第6号まで、それぞれ提案理由の説明、質疑、討論、採決。

次に、日程第36、議会活性化特別委員会の報告についての後、最後に、日程第37から日程第40まで、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

議題第2、例規改正についてを議題といたします。

サイドブックのほうに資料が載っているのですが、最終日に当委員会から提出を予定している例規改正に係る発議案4件及び付随する施行規程1件についての説明を事務局のほうに求めます。

議会事務局長、お願いします。

○松岡議会事務局長 それでは、最終日に議会運営委員会から提出予定の発議案第1号から第4号までの例規改正及び付随する施行規程について御説明をさせていただきます。

お手元に配付の議運案、発議案第1号を御覧ください。

白井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由といたしまして、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法は、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備のため、全国市議会議長会の標準条例の改正に合わせて改正しております。

附則としまして、令和7年4月1日から施行としております。

続きまして、議運案、発議案第2号を御覧ください。

白井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由といたしまして、本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

執行部の議案と同様に、刑法の改正で懲役及び禁固が廃止され、拘禁刑が創設されることに合わせて、懲役を拘禁刑に改めることとしております。

附則としまして、令和7年6月1日から施行とし、経過措置を設定しております。

続きまして、議運案、発議案第3号を御覧ください。

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由としまして、本案は、地方自治法の一部改正に伴い、オンラインによる方法により委員会を開催することを可能とするため、条例の一部を改正するものです。

こちらは、今年度の議会運営委員会で協議していただき、決定した内容となっております。

す。

附則としまして、公布の日から施行としております。

続きまして、議運案、発議案第4号を御覧ください。

白井市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、オンラインによる方法により会議を開催することを可能とするため、条例の一部を改正するものです。

こちらでも今年度の議会運営委員会で協議していただき決定した内容となっておりますが、協議していただいた内容に不足がございましたので、誠に申し訳ございませんが、この場で報告させていただきます。

第51条、第55条及び第116条において、「すべて」という文言を完全に改正する内容が漏れておりましたので、追記しております。

また、第138条第1項において、「とる」という文言を漢字に改正する内容が漏れておりましたので追記しております。

附則といたしまして、公布の日から施行としております。

最後に、参考としまして、参考（案）白井市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正を御覧ください。

白井市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正、こちらは議案になるものではございませんが、条例に付随して定められている施行規程についても、このたび健康保険証や運転免許証のマイナンバーカードとの一体化に伴う関係施行令及び施行規則の一部改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、全国市議会議長会の標準施行規程の改正に合わせて改正を予定しております。御承認いただければ、事務手続のほうを進めたいと思っております。

なお、本規程につきましては、議決要件を必要としないため、事務局にて起案し、議長決裁を経る手続となります。

説明は以上でございます。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求められる方おられますか。結構、量、たくさんあるのですけれども、個人情報のほうとか大丈夫でしょうか。法律が変わったので、それに合わせてという改定になりますので。

長谷川委員。

○長谷川委員 今の御説明の中で、最後の規程の一部のところなのですが、これについては、議会運営委員会での承認になるのか、全員協議会での承認になるのか、そのところ教えてください。

○柴田委員長 報告じゃなくて、承認とかいう行為は必要ないと思います。

○長谷川委員 ここで規程の変更だから、協議で終わってしまうということですか。

○柴田委員長 ということになると思います。少なくとも議会としての議決は必要がない範囲です。報告とかいうことでよろしいんじゃないかなと思いますけれども、どうですか。

事務局長。

○松岡議会事務局長 先ほど申し上げたように、起案をして議長決裁ということになりますので、議長決裁を経る前に、議員の皆さんにはお伝えをして、その上で手続を進めていきたいというような考え方でございます。

○長谷川委員 了解しました。

○柴田委員長 ほかにありますか。

議長。

○岩田議長 確認なのですが、ここで議運で承認されたこの1号から4号までの提出者に委員長の名前が入るのですよね。それを確認だけしておきたいと思います。

○柴田委員長 事務局長。

○松岡議会事務局長 議長がおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○柴田委員長 よろしいですか。

徳本委員。

○徳本委員 この発議案1号と発議案2号については、常任委員会で審議した議案と関係するということですか。

○柴田委員長 個人情報のほうですね。

○徳本委員 1と2です。

○柴田委員長 個人情報のほうは、執行部のほうの議案でも、禁固と何かがなくなって拘禁刑に統一されましたよね。議会の個人情報保護条例の中にも同じ文言があるので、それを訂正するというのが一つ。

それから、マイナンバー法自体の法律の改正があって、第2条に第8項というのが加わって、それに付随するものについて条例も直さなくてはいけなくなったという、法律改正に伴う変更ということになります。

事務局長。

○松岡議会事務局長 補足となりますけれども、発議案第1号については議案第9号、発議案第2号については議案第6号ということで、相互にリンクしているといえますか、つながっているようなものでございます。

○徳本委員 それで、これは議会に関するものなので議運の発議ということですね。

○柴田委員長 そうです。よろしいですか。

○徳本委員 理由は分かりました。承認はできないものがある、それは、この後聞くのですよね。

○柴田委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時27分

○柴田委員長 会議を再開いたします。

個人情報保護条例関係の二つの発議案については、議運全体の賛成が得られないということなので、いわゆる議員発議ということで、委員長と副委員長で発議して、賛同を募って提出するという形にします。

したがって、議運として発議のできる委員会条例の改正と会議規則の改正、これについては、発議案を最初の発議案1号、2号に繰り上げまして、個人情報の3号、二つについては発議案3号、4号というふうに順番を入れ替えます。その後に、議員の発議のほうに、あと2本ありますよね。そういうことで、発議案六つあるのですが、そういう順番にしたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 事務局、お手数なのですけれども、そういう体裁を至急整えていただいて、名前を書いてもらおうと。

議長。

○岩田議長 議事日程の変更をもう一回やらないといけませんよね。

○柴田委員長 議事日程が変更されるわけですから、議事日程の、さっき名前まで読み上げていないのだけれども駄目ですか、もう一回だけ。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○柴田委員長 再開します。

そのまま日程は変更なしということで、このように決まりました。よろしいですね、皆様。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、ここままで、最終日にそれを提案するということに決定しました。

議題の3に入ります。その他についてを議題いたします。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 次に、議長から何かありましたらお願いします。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局から何かありましたらお願いします。

○事務局 ございません。

○柴田委員長 ほかに皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長　では、ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

開会　午前１０時３０分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長